

議案第 59 号

日出町監査委員条例の一部改正について

日出町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 12 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町監査委員条例の一部を改正する条例

日出町監査委員条例（昭和 39 年日出町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 292 号」の次に「。以下「公企法」という。」を加える。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改め、「後段の規定」の次に「(公企法第 34 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 7 条中「監査委員」を「法令の規定に基づいて監査委員が行う」に、「日出町報に登載して」を「次に掲げる方法で」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 日出町役場前掲示板に掲示する方法
- (2) 広報ひじに掲載する方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

監査結果の公表の方法を整備するため提出する。